

国民年金のお知らせ

保険料の免除制度があります

国民年金保険料の納付が困難な場合に「保険料の免除制度」があります。
所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きにより「免除」「一部納付（一部免除）」または「猶予」されます。

●免除（全額免除・一部納付）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより、保険料の納付が全額免除または一部納付となります。なお、一部納付額が未納の場合、未納と同じになります。

●若年者納付猶予申請

30歳未満の人で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例申請

学生で本人の所得が一定額以下の場合は、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

保険料免除を申請する人は、年金手帳および納付書、印鑑、離職票または雇用保険受給資格者証等を持って、市民課または各支所で手続きをしてください。

※確定申告をしていない人は、税務課または各支所で相談してください。

※今年転入した人は、前住所地（1月1日現在）での所得課税証明書が必要です。

福祉年金が支給されます

●対象

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳を持っている人
- ・7月1日以前1年間、市内に在住している人
- ・在宅で生活をしている人（障害者施設、老人ホーム等入所者は対象となりません）
- ※転出入・死亡等により支給に制限があります。

●支給額

8,000円～14,000円（年額）
※障がいの種類や程度または年齢により支給額が異なります。

●申請

福祉年金を受けるには申請が必要です。今までに申請をした人は、再度の申請は必要ありません。新規に手帳を取得した人は、市から送られた申請書と各手帳、振込先の通帳をお持ちのうえ、福祉課または各支所で手続きをしてください。

▼問い合わせ 福祉課 ☎73・3015

固定資産の異動があった場合は届け出を

情報収集と正確な現状把握のため、ご協力をお願いします。

保険料の納付可能期間が延長されます

10月1日から3年間に限り、未払いの国民年金保険料を過去10年分までさかのぼって納めることができるようになります。

※老齢基礎年金を受給している人は、対象となりません。

※3年以上さかのぼって保険料を納付する際は、加算金がかかります。

納付は納期限まで

国民年金保険料の納付期限は、原則として翌月末日と定められています。納期限までに納められない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、ご注意ください。

▼問い合わせ 市民課 ☎73・3005
普通寺年金事務所 ☎0877(62)1660

社会保険労務士による年金相談

相談料は無料で、申請等の手続きもできます。

日時 8月8日（水）午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館

持参品 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要。

▼問い合わせ

街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087(811)6020

家屋を新築・増築したときは？

税務課まで連絡してください。後日、税務課から家屋評価の日時調整の連絡を行います。家屋評価に伺います。間取りや仕上げの確認を行い、評価額を算出して、翌年度から固定資産税が課税されます。



家屋を取り壊したとき、家屋の所有者が変わったときは？

家屋の全部または一部を取り壊したときは「家屋滅失届出書」を税務課または各支所へ提出してください。また、売買・相続・贈与等により家屋の所有者が変更したときは「名義人変更届出書」を提出してください。（登記している場合は法務局から通知があるので提出不要）

土地の使用状況が変わったときは？

家屋の用途変更で土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは「住宅用地変更届出書」を税務課または各支所へ提出してください。土地の税額が変わる場合があります。



※住宅用地の用途または家屋面積が新築・増築・取り壊しにより変わった場合は、市条例によりその旨を申告しなければなりません。

▼問い合わせ 税務課 ☎73・3006

みとよHOT NEWS



6/27 美しい自然を残すために

「志保山の会」（豊中町）と「真平山登山道整備ボランティア会」（三野町）の会員、志々島の皆さんが、志々島の大楠周辺の清掃活動を行いました。また、郷土料理の茶がゆがふるまわれ、心温まるふれあいもありました。

6/30 さぬきうどんで繋がる絆

「関東・三豊市ふるさと会」と「さぬきうどんと親睦の会」の皆さんが神宮前区民会館（東京）で親睦を深めました。約90人が参加し、うどんを作りました。懐かしいさぬきうどんの味に、自然と会話も弾みました。



6/20 手先で感じた粘土と芸術の温かさ

彫刻家の速水史朗先生を迎え、和光中学校で陶芸授業が行われました。粘土を使った立体作品作りは生徒全員が初めてでしたが、先生が優しく丁寧に教えてくれたことで、全員が自信の作品を完成させました。



みとよHOT NEWS



7/2 明るい社会を築きましょう

第62回社会を明るくする運動出発式が、市役所前で行われました。式の後、参加者全員で市役所周辺を広報パレードし、安全・安心のまちづくりを呼びかけました。